

令和6年度札幌市の給与・定員管理等について

1	総括		2
2	職員の平均給与月額、初任給等の状況		5
3	一般行政職の級別職員数等の状況		7
4	職員の手当の状況		11
5	特別職の報酬等の状況		16
6	職員数の状況		17
7	公営企業職員の状況		
(1)	高速電車事業		19
(2)	軌道事業		24
(3)	水道事業		29
(4)	病院事業		33
別紙1	特殊勤務手当一覧（事務・技術）		38
別紙2	特殊勤務手当一覧（技能労務職員）		47
別紙3	特殊勤務手当一覧（水道局）		50
別紙4	特殊勤務手当一覧（病院局）		52

札幌市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (6年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 4年度の 人件費率
5年度	1,956,928人	1,200,091,653千円	6,251,254千円	159,935,709千円	13.3%	13.7%

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

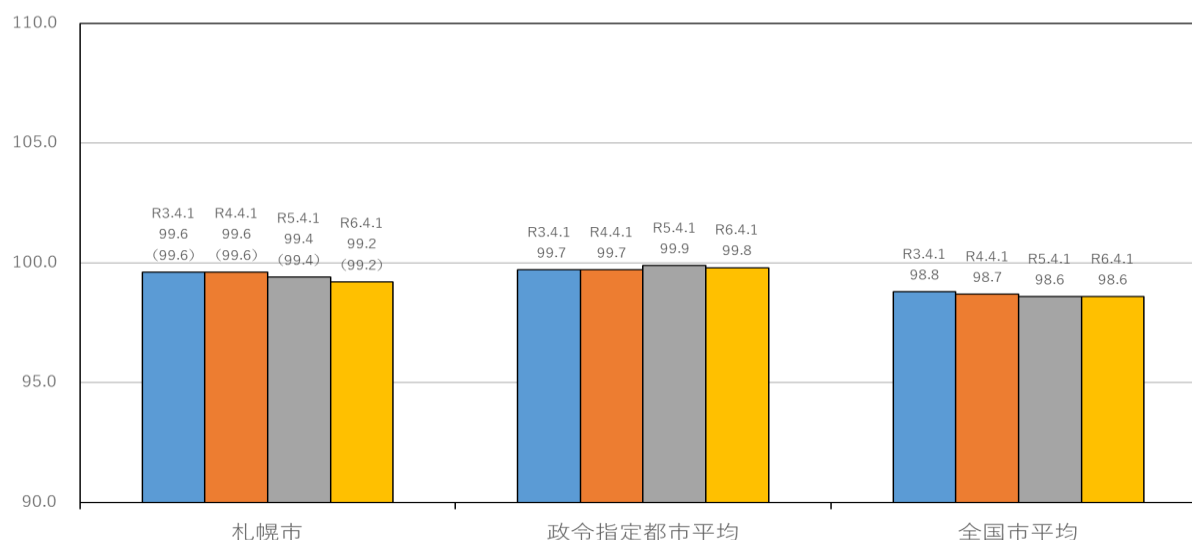
区 分	職員数 (A)	給 与 費				(参考) 一人当たり 給与費 (B/A)	(参考) 指定都市平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 (B)		
5年度	人 19,583	千円 69,413,010	千円 15,390,344	千円 28,957,461	千円 113,760,815	千円 5,809	千円 6,725

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)／(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)

- 3 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

(4) 給与改定の状況

ア 月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
6年度	363,892円	353,759円	10,133円 (2.86%)	2.86%	2.86%	2.76%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

イ 特別給（期末・勤勉手当）

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
6年度	月 4.59	月 4.50	月 0.09	月 0.10	月 4.60	月 4.60

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

〔 実施 〕 未実施

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期） 平成27年4月1日

（内容） 行政職給料表について、国の見直し内容を踏まえ、2%を基本に引下げ。若年層及び再任用一般職については引上げを実施。高齢層については最大4%引下げ。激変緩和のため、経過措置（現給保障）を実施。

他の給料表については、行政職給料表との均衡を考慮し見直しを実施。

② 地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合） 国基準と同様に、札幌市内に勤務する職員には３％、東京都特別区内勤務の職員には２０％、医師職給料表適用職員には１６％を支給。

（実施時期） 平成２７年４月１日より実施。下表のとおり、東京都特別区内勤務の職員及び医師職給料表適用職員について、段階的に支給割合を引き上げた。

（参考）

【東京都特別区内勤務職員】

	各年度の支給割合											
	平成 26年度	平成27年度		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
		4月1日時点	遡及 改定後									
国基準	18%	18%	18.5%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%
札幌市	18%	18%	18.5%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%

【医師職給料表適用職員】

	各年度の支給割合											
	平成 26年度	平成27年度		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
		4月1日時点	遡及 改定後									
国基準	15%	15%	15.5%	16%	16%	16%	16%	16%	16%	16%	16%	16%
札幌市	15%	15%	15.5%	16%	16%	16%	16%	16%	16%	16%	16%	16%

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当、単身赴任手当及び退職手当の調整額について、国と同様に見直しを実施。（平成２７年４月１日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（６年４月１日現在）

ア 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
札幌市	40.3 歳	305,584 円	383,686 円	346,827 円
北海道	42.5 歳	318,800 円	386,694 円	360,806 円
国	42.1 歳	323,823 円	—	405,378 円
指定都市平均	41.9 歳	322,777 円	435,054 円	383,177 円

イ 技能労務職

区分	札幌市				
	平均 年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)
札幌市	49.1 歳	1,106 人	300,627 円	354,712 円	329,496 円
うち用務員	49.0 歳	315 人	299,332 円	329,779 円	328,333 円
うち学校給食員	52.0 歳	90 人	315,219 円	339,591 円	336,774 円
うち清掃職員	46.7 歳	463 人	292,435 円	367,274 円	323,507 円
うち自動車運転手	57.3 歳	29 人	315,997 円	392,449 円	343,274 円
北海道	57.1 歳	106 人	319,700 円	348,495 円	335,594 円
国	51.2 歳	1,829 人	288,144 円	—	330,553 円
指定都市平均	51.8 歳	883 人	310,861 円	390,058 円	362,447 円

区分	民間			参考
	対応する民間の類似 職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
札幌市	—	—	—	—
うち用務員	運搬・清掃・包装等 従事者	49.1 歳	244,800 円	1.35
うち学校給食員	飲食物調理従事者	50.0 歳	222,400 円	1.53
うち清掃職員	廃棄物処理業従業員	47.7 歳	314,900 円	1.17
うち自動車運転手	乗用自動車運転手	59.2 歳	207,500 円	1.89
北海道	—	—	—	—
国	—	—	—	—
指定都市平均	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員（C）	民間（D）	C/D
札幌市	—	—	—
うち用務員	5,313,961 円	3,297,300 円	1.61
うち学校給食員	5,544,370 円	2,832,400 円	1.96
うち清掃職員	5,719,012 円	4,376,300 円	1.31
うち自動車運転手	6,197,703 円	2,574,600 円	2.41

- ※ 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（令和 3 年～令和 5 年の 3 ヶ年分）
- 2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態の点において完全に一致しているものではない。
- 3 年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を 12 倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

ウ 教育職

区分		平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
	札幌市	42.2 歳	350,044 円	393,255 円	385,367 円
	高等・各種学校	46.2 歳	366,843 円	417,872 円	402,788 円
	小・中学校 幼稚園	41.8 歳	348,356 円	390,519 円	383,537 円
	その他	45.5 歳	395,798 円	502,931 円	445,790 円
北海道	高等（特殊、各種、専修）学校	46.7 歳	381,100 円	432,952 円	—
	小、中学校	44.9 歳	373,800 円	424,160 円	—
指定都市 平均	高等（特殊、各種、専修）学校	43.1 歳	361,573 円	439,388 円	—
	小、中学校	40.3 歳	346,574 円	416,577 円	—

- ※ 1 「平均給料月額」とは、令和 6 年 4 月 1 日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものである。
- また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（6 年 4 月 1 日現在）

区分		札幌市	北海道	国
一般行政職	大学卒	196,200 円	196,200 円	196,200 円
	高校卒	166,200 円	166,600 円	166,600 円
技能労務職	高校卒	165,400 円	166,600 円	—
	中学卒	—	—	—
教育職（高等学校）	大学卒	219,700 円	219,700 円	—
教育職（小・中学校）	大学卒	219,700 円	219,700 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（6 年 4 月 1 日現在）

区分		経験年数 10 年	経験年数 20 年	経験年数 25 年	経験年数 30 年
一般行政職	大学卒	252,241 円	353,036 円	391,778 円	424,808 円
	高校卒	220,010 円	304,593 円	343,071 円	381,245 円
技能労務職	高校卒	230,755 円	280,923 円	308,275 円	344,551 円
	中学卒	（該当なし）※	（該当なし）※	（該当なし）※	（該当なし）※
教育職（高等学校）	大学卒	320,538 円	402,108 円	424,132 円	435,215 円
教育職（小・中学校）	大学卒	320,379 円	391,030 円	409,724 円	423,117 円

※ 当該階層及び近似の階層の職員数がいずれも 3 人以下のため、「該当なし」と記載

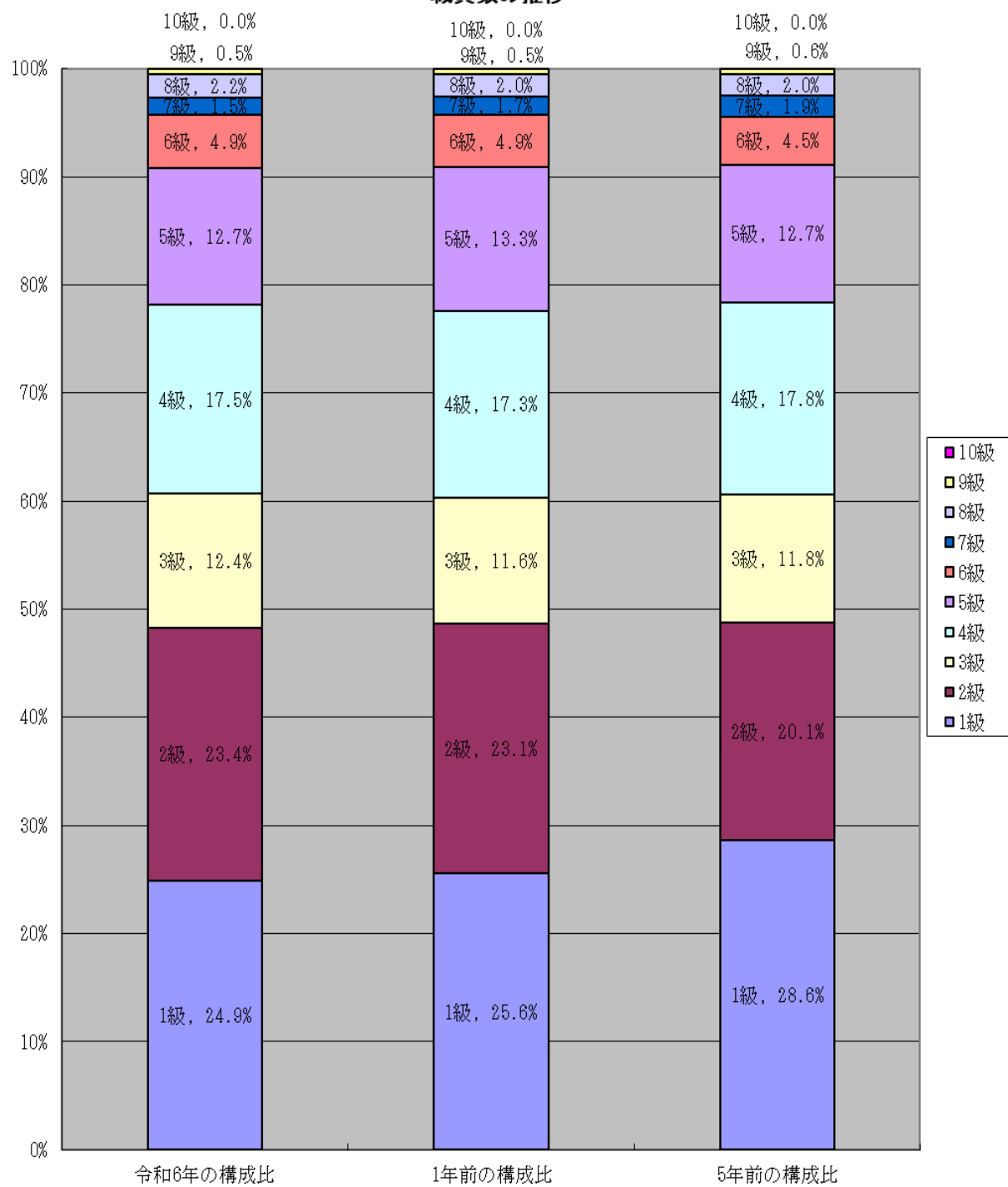
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（6年4月1日現在）

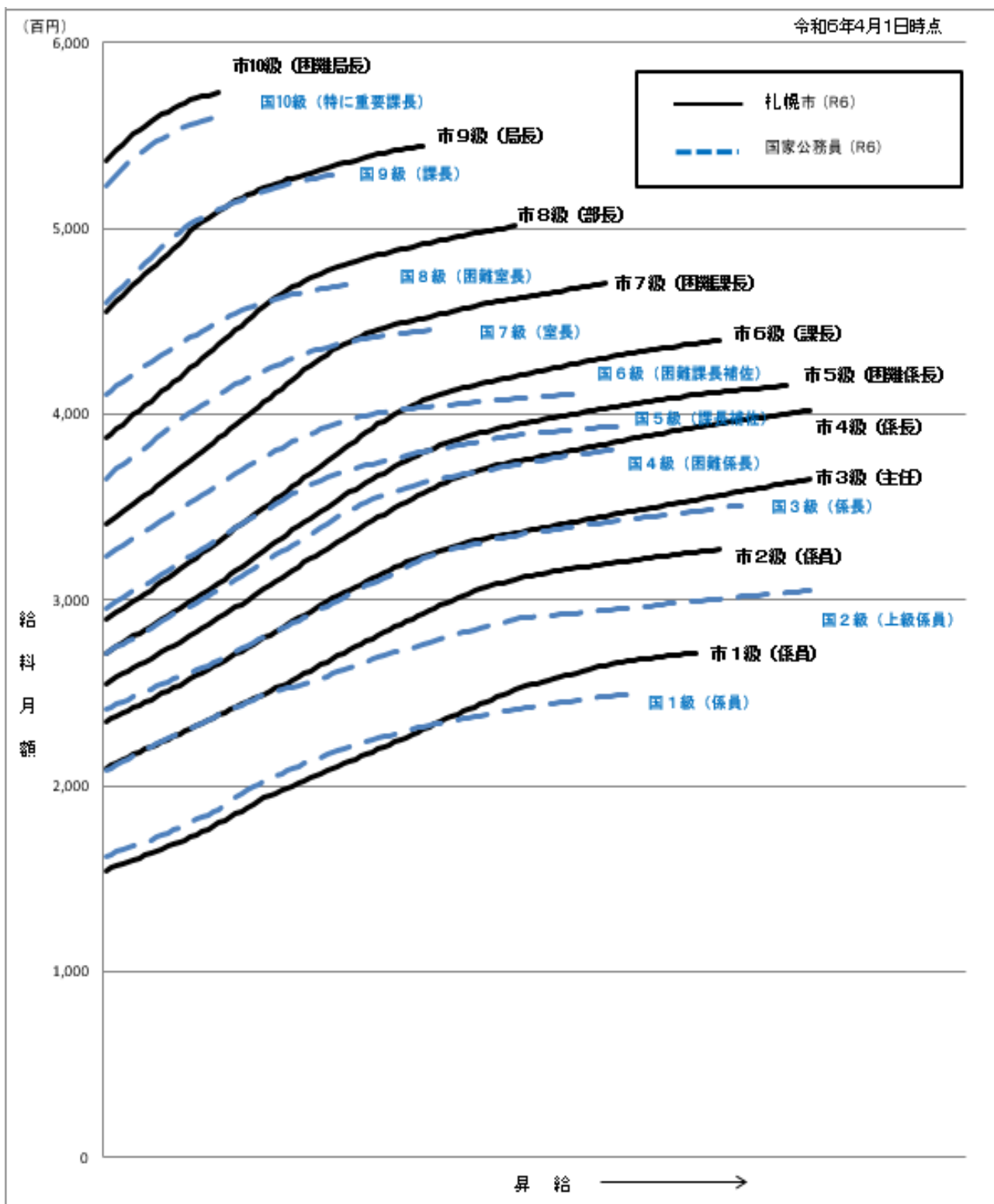
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1級	定型的な業務を行う職務	1,679人	24.9%	154,500円	271,500円
2級	特に高度の知識又は経験を必要とする 業務を行う職務	1,579人	23.4%	209,800円	327,100円
3級	主任の職務	836人	12.4%	234,500円	364,900円
4級	(1) 係長の職務 (2) 困難な業務を処理する主任の職務	1,179人	17.5%	255,100円	401,700円
5級	困難な業務を分掌する係長の職務	855人	12.7%	271,700円	415,500円
6級	課長の職務	333人	4.9%	289,700円	439,700円
7級	困難な業務を所掌する課長の職務	104人	1.5%	340,600円	470,300円
8級	部長の職務	148人	2.2%	387,000円	501,200円
9級	(1) 局長の職務 (2) 困難な業務を所掌する部長の職務	35人	0.5%	455,400円	544,700円
10級	高度の知識経験を必要とする困難な業務を所掌する局長の職務	0人	0.0%	536,200円	573,500円

- ※ 1 札幌市職員給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

職員数の推移



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（札幌市）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	○
上位、標準の区分		○		
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

※ 職員の昇給については、人事評価、勤務状況及び懲戒処分の有無等に基づき、5段階の昇給区分のいずれに該当するかを決定し、その区分ごとに定められた号俸数で昇給を実施する。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

札幌市	北海道	国
1人当たり平均支給額（5年度） 1,486千円	1人当たり平均支給額（5年度） 1,682千円	—
（5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分	（5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分	（5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職段階別加算 5～20% ・管理職加算 12～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職段階別加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

※（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への人事評価の活用状況（札幌市）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率	○			
上位、標準の成績率		○		
標準、下位の成績率			○	○
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

※ 懲戒処分を受けた職員については、人事評価にかかわらず、下位を下回る成績率を適用

(2) 退職手当（6年4月1日現在）

札幌市			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職加算 (割増率2～45%)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)	
1人当たり平均支給額	2,334千円	23,074千円			

（注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、5年度に退職した職員に支給された平均額である。

- 2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（6年4月1日現在）

支 給 実 績（5年度決算）		2,433,999千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）		123,761円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
札幌市内	3%	19,607人	3%
東京都特別区	20%	30人	20%
医師職	16%	29人	16%

(4) 特殊勤務手当（6年4月1日現在）

支給実績（5年度決算）	822,860千円
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	113,749円
職員全体に占める手当支給職員の割合（5年度）	36.8%
手当の種類（手当数）	23
手当の名称、支給対象職員、支給対象業務等については別紙1及び2	

※ 一般会計決算に基づく。

(5) 時間外勤務手当

支給実績（5年度決算）	3,325,522千円
職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	321千円
支給実績（4年度決算）	3,385,990千円
職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	340千円

※1 一般会計決算に基づく。

- 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、それぞれの支給実績と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （5年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （5年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員 に対し支給。 (1)配偶者 7,000 円 (2)子 11,000 円 (3)父母等 7,000 円 ・満16歳～22歳の子 がいる場合、1人につ き6,000 円を加算。	異なる	(1)配偶者に係る手 当額 (国) 6,500 円 (2)子に係る手当額 (国) 10,000 円 (3)父母等に係る手 当額 (国) 6,500 円 ・満16歳～22歳の子 がいる場合、1人 につき5,000 円を加 算。	1,852,630 千円	256,846 円
管理職手当	管理又は監督の地位 にある職員に対し支 給。 (1)課長職 86,300 円～ 102,800 円 (2)部長職 113,600 円～ 126,600 円 (3)局長職 133,400 円～ 142,600 円	異なる	支給額 (国) 46,300 円 ～139,300 円	1,360,393 千円	990,097 円
通勤手当	通勤のため、1 km 以 上の距離を、交通機関 を利用してその運賃 を負担することを常 例としている職員、自 動車等を使用してい る職員に対し支給。 (1)交通機関利用者 には、定期券等の実費 額を支給。 (2)交通用具使用者に は使用距離に応じて 2,400 円～32,000 円 の範囲内で支給。	異なる	(1)手当支給の対象 となる通勤距離 (国) 片道2 km 以上 (2)自動車等使用者 に対する支給額 (国) 2,000 円～31,600 円	1,894,696 千円	104,841 円

初任給調整 手当	医師職給料表の適用を受ける職員に対し、医師職給料表の適用日以後の期間の区分に応じて月額 41,100 円～309,200 円の範囲内で支給。	同じ		59,424 千円	2,476,013 円
住居手当	自ら居住するための住宅を借り受け、月額 11,000 円を超える家賃を支払っている職員に対し、月額 27,000 円を限度に支給。	異なる	自ら居住するための住宅を借り受けている職員に対する支給要件 (国) 月額 12,000 円を超える家賃を支払っている職員	1,733,366 千円	307,389 円
単身赴任手当	勤務課所の異動等により転居し、配偶者と別居し単身で生活している職員に対し支給。 ・職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離に応じて 30,000 円～100,000 円を支給。	同じ		8,360 千円	928,889 円
休日勤務手当	休日等に正規の勤務時間として勤務した職員に対し支給。 ・支給額＝1 時間あたりの給与額×135/100×勤務時間数	同じ		742,989 千円	74,054 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務した職員に対し支給。 ・支給額＝1 時間あたりの給与×25/100×勤務時間数	同じ		170,594 千円	111,645 円
管理職員特別勤務手当	臨時又は緊急の必要等により、週休日若しくは休日等又は週休日等以外の深夜に勤務した課長職以上の職員に対し支給。 ・勤務 1 回につき、3,000 円～18,000 円を支給。	異なる	支給額 (国) 6,000 円～27,000 円	6,940 千円	23,367 円

寒冷地手当	北海道内に勤務する職員に対し支給。 (1)扶養親族を有する世帯主である職員 年額 116,800 円 (2)その他の世帯主である職員 年額 65,300 円 (3)その他の職員 年額 44,000 円	異なる	支給額 (国) (1)扶養親族を有する世帯主である職員 月 額 17,800 円 ～ 26,380 円 (2)その他の世帯主である職員 月 額 10,200 円 ～ 14,580 円 (3)その他の職員 月 額 7,360 円 ～ 10,340 円	1,452,818 千円	82,895 円
-------	--	-----	---	--------------	----------

※ 一般会計決算に基づく。

5 特別職の報酬等の状況（6年4月1日現在）

区分		給料月額等	
給料	市長 副市長	1,280,000 円 1,030,000 円	(参考) 指定都市における最高/最低額
			1,599,000 円/ 500,000 円 1,285,000 円/ 841,000 円
報酬	議長	1,040,000 円	1,179,000 円/ 779,000 円
	副議長	950,000 円	1,061,000 円/ 707,000 円
	議員	860,000 円	953,000 円/ 648,000 円
期末手当	市長 副市長	(5年度支給割合) 3.4月分	
	議長 副議長 議員	(5年度支給割合) 3.4月分	
退職手当	市長 副市長	(算定方式)	(1期の支給額) (支給時期)
		給料月額×在職月数×47/100 給料月額×在職月数×37.5/100	28,876,800 円 任期ごと 18,540,000 円 任期ごと
地域手当	市長 副市長	(5年度支給割合) 給料月額の3%	
寒冷地手当	市長 副市長	(5年度支給割合) 一般職と同じ	

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

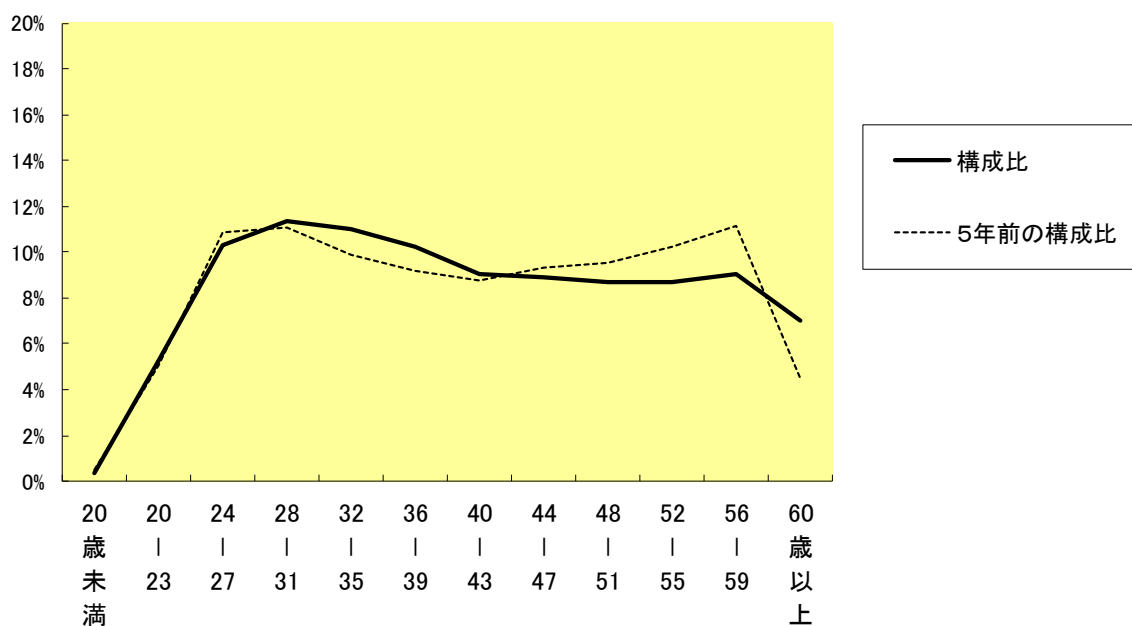
(各年4月1日現在)

区 分 部 門			職員数		対前年 増減数	主な増減理由
			令和5年度	令和6年度		
普通会計部門	一般行政部門	議 会	35	35	0	[増]
		総 務	1,590	1,591	1	・GX産業・金融機能の集積に向けた体制強化 +38
		税 務	663	659	▲ 4	・児童相談所の体制強化 +22
		民 生	2,369	2,425	56	・生活保護世帯数の増加に伴う体制強化 +10
		衛 生	1,565	1,490	▲ 75	・物価高騰対応臨時給付金対応 +9
		労 働	11	12	1	・自治体の情報システムの標準化に向けた体制強化 +8
		農 林 水 産	42	41	▲ 1	[減]
		商 工	104	116	12	・医療対策室の廃止 ▲99
		土 木	1,214	1,229	15	・冬季オリンピック・パラリンピック招致業務の減 ▲30
		計	7,593	7,598	5	<参考> 人口1万人当たり職員数 38.89 人 (指定都市の人口1万人当たりの職員数 46.65人)
	教 育 部 門	10,161	10,236	75	[増] ・児童生徒数の変動及び加配定数増等に伴う増 +89 [減] 札幌国際芸術祭2024の終了 ▲6	
	消 防 部 門	1,829	1,813	▲ 16	[減] ・各消防署の配置見直し ▲6	
	小 計	19,583	19,647	64	<参考> 人口1万人当たり職員数 100.57 人	
公営企業等会計部門	病 院	1,163	1,154	▲ 9		
	水 道	630	632	2	[減]	
	交 通	596	588	▲ 8	・新型コロナウイルス5類化に伴う体制見直し ▲10	
	下 水 道	470	464	▲ 6	・一財)札幌市交通事業振興公社派遣引き揚げ ▲9	
	そ の 他	589	584	▲ 5		
	小 計	3,448	3,422	▲ 26		
合 計		23,031 [22,415]	23,069 [22,431]	38 [16]	<参考> 人口1万人当たり職員数 118.09 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



（単位：人）

区 分	20歳 未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	90	1,217	2,371	2,627	2,546	2,363	2,083	2,058	2,002	2,012	2,079	1,621	23,069

(3) 職員数の推移

（単位：人・%）

年 度 部 門 別	H 3 1 年	R 2 年	R 3 年	R 4 年	R 5 年	R 6 年	過去5年間の増減数 (%)
一般行政	7,352	7,331	7,396	7,429	7,593	7,598	246 (3.35%)
教 育	9,856	10,006	10,160	10,168	10,161	10,236	380 (3.86%)
消 防	1,808	1,833	1,841	1,838	1,829	1,813	5 (0.28%)
普通会計計	19,016	19,170	19,397	19,397	19,583	19,647	631 (3.32%)
公営企業等会計計	3,467	3,461	3,471	3,473	3,448	3,422	▲ 45 (▲1.3%)
総合計	22,483	22,631	22,868	22,908	23,031	23,069	586 (2.61%)

（注） 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 高速電車事業

ア 職員給与費の状況

・決算

区分	総費用(A)	純損益又は実質収支	職員給与費(B)	総費用に占める 職員給与費比率 (B/A)	(参考) 4年度 の総費用に占 める職員給与 費比率
5年度	37,881,291 千円	10,086,343 千円	4,111,791 千円	10.9%	11.1%

※ 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 235,942 円を含まない。

区分	職員数 (A)	給与費				一人当たり 給与費(B/A)	(参考) 指定都市一 人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 (B)		
5年度	人 588	千円 2,032,323	千円 1,090,199	千円 530,480	千円 3,653,002	千円 6,213	千円 6,917

※1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、令和6年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前三任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（6年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
高速電車事業	46.4 歳	298,526 円	509,007 円
指定都市平均	47.0 歳	339,829 円	573,536 円

※1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

（うち鉄軌道事業運転手）

区 分	公務員				民 間			参 考
	平均 年齢	職員数	基本給	平均月収額 (A)	対応する民間 の類似職種	平均 年齢	平均月収額 (B)	
札幌市	48.4 歳	216 人	303,096 円	545,439 円	鉄道運転従事者	41.1 歳	511,200 円	1.07
指定都 市平均	45.1 歳	—	342,291 円	577,039 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
札幌市	6,545,268 円	6,134,700 円	1.07

※1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（令和3年～令和5年の3 ヶ年平均）

- 2 民間の類似職種との比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
- 3 平均月収額には、期末・勤勉手当（民間は年間賞与）等を含む。
- 4 年収ベースの「公務員（Ｃ）」及び「民間（Ｄ）」のデータは、それぞれ平均月収額を 12 倍した試算値である。

ウ 職員の手当の状況

（ア）期末手当・勤勉手当

高速電車事業		市長部局	
1 人当たり平均支給額（5 年度） 902 千円		1 人当たり平均支給額（5 年度） 1,486 千円	
（5 年度支給割合）		（5 年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.45 月分	2.05 月分	2.45 月分	2.05 月分
(1.375) 月分	(0.975) 月分	(1.375) 月分	(0.975) 月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職段階別加算 5～20％ ・管理職加算 12～25％		（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職段階別加算 5～20％ ・管理職加算 12～25％	

※（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

（イ）退職手当（６年４月１日現在）

高速電車事業				市長部局			
（支給率）	自己都合	応募認定・定年		（支給率）	自己都合	応募認定・定年	
勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875	月分	勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875	月分
勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075	月分	勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075	月分
勤続 35 年	39.7575 月分	47.709	月分	勤続 35 年	39.7575 月分	47.709	月分
最高限度	47.709 月分	47.709	月分	最高限度	47.709 月分	47.709	月分
その他の加算措置 定年前早期退職加算 (割増率 2～45%)				その他の加算措置 定年前早期退職加算 (割増率 2～45%)			
1 人当たり平均支給額	2,596 千円	23,192	千円	1 人当たり平均支給額	2,334 千円	23,074	千円

※１ 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、５年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

- 2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

（ウ）地域手当（６年４月１日現在）

支給実績（５年度決算）		62,429 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（５年度決算）		103,875 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給割合）
札幌市内	3 %	601 人	3 %

(エ)特殊勤務手当（6年4月1日現在）

支給実績（５年度決算）				49,734 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（５年度決算）				170,371 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（５年度）				49.1%	
手当の種類（手当数）				2	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務		支給実績 （５年度決算）	左記職員に 対する支給単価
変則勤務手当	駅務員、高速電車乗務員、運輸関係係員、技術関係係員	中休勤務（正規の勤務において勤務時間ではない時間（中休）により勤務が分断され、始業と終業の間が長時間となる勤務）	中休勤務時間を含む勤務時間が深夜（午前１時～午前５時）の全部を含む場合	45,747 千円	①中休時間 4 時間 15 分超：1,800 円 ②中休時間 4 時間 15 分以下：1,600 円
			上記以外	3,987 千円	③中休時間 4 時間 15 分超：1,600 円 ④中休時間時間 15 分以下：1,400 円
	指令所の係長職	正規の勤務時間による 24 時間勤務（24 時間の中に休憩時間含む）		支給なし	2,000 円
災害緊急援助等業務手当	国又は本市以外の地方公共団体の要請に基づき、災害応急対策のため本市以外の地方公共団体に派遣され、当該災害応急対策に係る業務に従事した職員	左記に掲げる業務		支給なし	1 日：1,080 円

(オ)時間外勤務手当

支給実績（5年度決算）	449,553 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（5年度決算）	910 千円
支給実績（4年度決算）	427,116 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（4年度決算）	928 千円

※1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、それぞれの支給実績と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(カ)その他の手当（6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (5年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対し支給。 (1)配偶者 7,000 円 (2)子 11,000 円 (3)父母等 7,000 円 ・満 16 歳～22 歳の子がいる場合、1 人につき 6,000 円を加算。	同じ		54,297 千円	219,384 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対し支給。 (1)課長職 86,300 円～92,800 円 (2)部長職 113,600 円～122,700 円 (3)局長職 133,400 円～142,600 円	同じ		19,693 千円	1,158,388 円
通勤手当	通勤のため、1 km 以上の距離を、交通機関を利用してその運賃を負担することを常例としている職員、自動車等を使用している職員に対し支給。 (1) 交通機関利用者には、定期券等の実費額を支給。 (2) 交通用具使用者には使用距離に応じて 2,400 円～32,000 円の範囲内で支給。	同じ		72,213 千円	168,295 円
住居手当	自ら居住するための住宅を借り受け、月額 11,000 円を超える家賃を支払っている職員に対し、月額 27,000 円を限度に支給。	同じ		47,563 千円	318,683 円

夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務した職員に対し支給。 ・支給額＝1 時間あたりの給与額×25/100×勤務時間数	同じ		32,532 千円	124,129 円
管理職員特別勤務手当	臨時又は緊急の必要等により、週休日若しくは休日等又は週休日等以外の日の深夜に勤務した課長職以上の職員に対し支給。 ・勤務 1 回につき 4,000 円～18,000 円を支給	同じ		64 千円	10,667 円
寒冷地手当	北海道内に勤務する職員に対し支給。 (1) 扶養親族を有する世帯主である職員 年額 116,800円 (2) その他の世帯主である職員 年額 65,300円 (3) その他の職員 年額 44,000円	同じ		41,679 千円	91,003 円

(2) 軌道事業

ア 職員給与費の状況

・決算

区分	総費用(A)	純損益又は実質収支	職員給与費(B)	総費用に占める 職員給与費比率 (B/A)	(参考) 4年度の 総費用に占める 職員給与費比率
5年度	1,638,123 千円	▲153,662 千円	179,353 千円	10.9%	13.6%

※ 軌道事業において、資本勘定支弁職員はいない。

区分	職員数 (A)	給与費				一人当たり 給与費(B/A)	(参考) 指定都市 一人当たり給与 費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)		
5年度	人 32	千円 117,846	千円 18,861	千円 16,847	千円 153,554	千円 4,799	千円 6,727

※1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、令和6年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務））及び定年前再任用短時間職員を含み、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

4 給与費については、派遣団体先負担分の給与は含まれていない。令和2年度から上下分離により、派遣職員が増加しているため、一人あたりの給与費が減少している。

イ 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（6年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
軌道事業	53.2 歳	322,898 円	399,880 円
指定都市平均	49.4 歳	337,135 円	571,165 円

※1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

（うち鉄軌道事業運転手）

区 分	公務員				民 間			参 考
	平均 年齢	職員数	基本給	平均月収額 (A)	対応する民間 の類似職種	平均 年齢	平均月収 額 (B)	A/B
札幌市	63.7 歳	9 人	292,304 円	317,338 円	鉄道運転従事者	41.1 歳	511,200 円	0.62
指定都市平均	50.0 歳	—	327,256 円	561,823 円	—	—	—	—
区 分	参 考							
	年収ベース（試算値）の比較							
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D					
札幌市	3,808,056 円	6,134,700 円	0.62					

※1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（令和3年～令和5年の3ヶ年平均）

2 民間の類似職種との比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

3 平均月収額には、期末・勤勉手当（民間は年間賞与）等を含む。

4 年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均月収額を12倍した試算値である。

ウ 職員の手当の状況

（ア）期末手当・勤勉手当

軌道事業	市長部局
1人当たり平均支給額（5年度） 526千円	1人当たり平均支給額（5年度） 1,486千円
（5年度支給割合） 期末手当 2.45月分 (1.375)月分 勤勉手当 2.05月分 (0.975)月分	（5年度支給割合） 期末手当 2.45月分 (1.375)月分 勤勉手当 2.05月分 (0.975)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職段階別加算 5～20％ ・管理職加算 12～25％	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職段階別加算 5～20％ ・管理職加算 12～25％

※（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

（イ）退職手当（6年4月1日現在）

軌道事業	市長部局
（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職加算 （割増率2～45％） 1人当たり平均支給額 支給なし 支給なし	（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職加算 （割増率2～45％） 1人当たり平均支給額 2,334千円 23,074千円

※1 退職手当の1人当たり平均支給額は、5年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

（ウ）地域手当（6年4月1日現在）

支給実績（5年度決算）		3,611千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）		103,184円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給割合）
札幌市内	3％	35人	3％

(エ)特殊勤務手当 (6年4月1日現在)

支給実績 (5年度決算)				2千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (5年度決算)				2,000円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (5年度)				0.3%	
手当の種類 (手当数)				3	
手当の 名称	主な支給対象 職員	主な支給対象業務		支給実績 (5年度決算)	左記職員に 対する支給 単価
変則勤 務手当	路面電車運 転、運輸関係係 員、技術関係係 員	中休勤務(正 規の勤務に おいて勤務 時間ではな い時間(中 休)により勤 務が分断さ れ、始業と終 業の間が長 時間となる 勤務)	中休勤務時間 を含む勤務時 間が深夜(午前 1時～午前5 時)の全部を含 む場合	支給なし	①中休時間 4時間15分 超:1,800円 ②中休時間 4時間15分 以下:1,600 円
			上記以外	2千円	③中休時間 4時間15分 超:1,600円 ④中休時間 4時間15分 以下:1,400 円
除雪手当	路面電車運 転、運輸関係係 員、技術関係係 員	除雪業務		支給なし	230円
災 害 緊 急 援 助 等 業 務 手 当	国又は本市以 外の地方公共 団体の要請に 基づき、災害応 急対策のため 本市以外の地 方公共団体に 派遣され、当該 災害応急対策 に係る業務に 従事した職員	左記に掲げる業務		支給なし	1日:1,080円

(オ)時間外勤務手当

支給実績（５年度決算）	2,333 千円
職員１人当たり平均支給年額（５年度決算）	315 千円
支給実績（４年度決算）	3,646 千円
職員１人当たり平均支給年額（４年度決算）	470 千円

※１ 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

- ２ 職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、それぞれの支給実績と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(カ)その他の手当（６年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（５年度決算）	支給職員１人当たり平均支給年額（５年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に対し支給。 (1)配偶者 7,000 円 (2)子 11,000 円 (3)父母等 7,000 円・満 16 歳～22 歳の子がいる場合、１人につき 6,000 円を加算。	同じ		2,535 千円	211,250 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対し支給。 (1)課長職 86,300 円～92,800 円 (2)部長職 113,600 円～122,700 円 (3)局長職 133,400 円～142,600 円	同じ		支給なし	支給なし
通勤手当	通勤のため、1 km 以上の距離を、交通機関を利用してその運賃を負担することを常例としている職員、自動車等を使用している職員に対し支給。 (1)交通機関利用者には、定期券等の実費額を支給。 (2)交通用具使用者には使用距離に応じて 2,400 円～32,000 円の範囲内	同じ		632 千円	474,195 円

	で支給。				
住居手当	自ら居住するための住宅を借り受け、月額 11,000 円を超える家賃を支払っている職員に対し、月額 27,000 円を限度に支給。	同じ		1,305 千円	313,200 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務した職員に対し支給。 ・支給額＝1 時間あたりの給与額×25/100×勤務時間数	同じ		2 千円	2,000 円
管理職員特別勤務手当	臨時又は緊急の必要等により、週休日若しくは休日等又は週休日等以外の日の深夜に勤務した課長職以上の職員に対し支給。 ・勤務 1 回につき 4,000 円～18,000 円を支給	同じ		支給なし	支給なし
寒冷地手当	北海道内に勤務する職員に対し支給。 (1)扶養親族を有する世帯主である職員 年額 116,800円 (2)その他の世帯主である職員 年額 65,300円 (3)その他の職員 年額 44,000円	同じ		1,772 千円	98,450 円

(3) 水道事業

ア 職員給与費の状況

・決算

区分	総費用 (A)	純損益又は実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める職員給与費比率 (B/A)	(参考) 4 年度の総費用に占める職員給与費比率
5 年度	33,139,885 千円	9,299,017 千円	4,132,079 千円	12.5%	12.9%

※ 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 566,915 千円を含まない。

区分	職員数 (A)	給与費				一人当たり給与費 (B/A)	(参考) 指定都市一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)		
5 年度	人 617	千円 2,246,774	千円 516,068	千円 901,848	千円 3,664,690	千円 5,940	千円 6,670

※ 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、令和 6 年 3 月 31 日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（6 年 4 月 1 日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
札幌市	42.8 歳	322,225 円	495,758 円
指定都市平均	46.5 歳	362,111 円	553,686 円

※ 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

水道事業		市長部局	
1 人当たり平均支給額（5 年度）1,462 千円		1 人当たり平均支給額（5 年度）1,486 千円	
（5 年度支給割合）		（5 年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.45 月分	2.05 月分	2.45 月分	2.05 月分
(1.375) 月分	(0.975) 月分	(1.375) 月分	(0.975) 月分
（加算措置の状況）		（加算措置の状況）	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職段階別加算	5～20%	・役職段階別加算	5～20%
・管理職加算	12～25%	・管理職加算	12～25%

※ （ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

(イ)退職手当（６年４月１日現在）

水道事業			市長部局		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職加算 (割増率 2～45%)			その他の加算措置 定年前早期退職加算 (割増率 2～45%)		
1人当たり平均支給額 890 千円 19,350 千円			1人当たり平均支給額 2,334 千円 23,074 千円		

※ 1 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、５年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(ウ)地域手当（６年４月１日現在）

支 給 実 績（５年度決算）			71,004 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額（５年度決算）			114,893 円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給割合）
札幌市内	3 %	618 人	3 %

(エ)特殊勤務手当（６年４月１日現在）

支給実績（５年度決算）	7,511 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額（４年度決算）	50,579 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（４年度）	24.0%
手当の種類（手当数）	6
手当の名称、支給対象職員、支給対象業務等については別紙 3	

(オ)時間外勤務手当

支給実績（５年度決算）	161,368 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（５年度決算）	283 千円
支給実績（４年度決算）	158,682 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（４年度決算）	275 千円

※ 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、それぞれの支給実績と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(カ)その他の手当（６年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (５年度決算)	支給職員１人当たり平均支給年額（５年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に対し支給。 (1)配偶者 7,000 円 (2)子 11,000 円 (3)父母等 7,000 円 ・満 16 歳～22 歳の子がいる場合、１人につき 6,000 円を加算。	同じ		65,232 千円	239,530 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対し支給。 (1)課長職 86,300 円～ 102,800 円 (2)部長職 113,600 円～ 126,600 円 (3)局長職 133,400 円～ 142,600 円	同じ		31,720 千円	1,132,854 円
通勤手当	通勤のため、1 km 以上の距離を、交通機関を利用してその運賃を負担することを常例としている職員、自動車等を使用している職員に対し支給。 (1)交通機関利用者には、定期券等の実費額を支給。 (2)交通用具使用者には使用距離に応じて 2,400 円～32,000 円の範囲内で支給。	同じ		66,567 千円	153,853 円
住居手当	自ら居住するための住宅を借り受け、月額 11,000 円を超える家賃を支払っている職員に対し、月額	同じ		57,726 千円	310,077 円

	27,000 円を限度に支給。				
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務した職員に対し支給。 ・支給額＝1 時間あたりの給与額×25/100×勤務時間数	同じ		6,880 千円	156,669 円
管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	臨時又は緊急の必要等により、週休日若しくは休日等又は週休日等以外の日の深夜に勤務した係長職以上の職員に対し支給。 ・勤務 1 回につき 4,000 円～18,000 円を支給	同じ		299 千円	19,933 円
寒冷地手当	北海道内に勤務する職員に対し支給。 (1)扶養親族を有する世帯主である職員 年額 116,800 円 (2)その他の世帯主である職員 年額 65,300 円 (3)その他の職員 年額 44,000 円	同じ		48,936 千円	86,612 円

(4) 病院事業

ア 職員給与費の状況

・決算

区分	総費用(A)	純損益又は実質収支	職員給与費(B)	総費用に占める職員給与費比率(B/A)	(参考) 4年度の総費用に占める職員給与費比率
5年度	25,713,944 千円	▲1,433,970 千円	12,113,458 千円	47.1%	47.9%

区分	職員数(A)	給与費				一人当たり給与費(B/A)	(参考) 指定都市一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)		
5年度	人 1,142	千円 4,183,596	千円 2,712,480	千円 1,801,710	千円 8,697,786	千円 7,616	千円 7,408

※1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、令和6年3月31日現在の人数である

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（6年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
札幌市病院局（医師）	44.6 歳	563,864 円	1,387,827 円
札幌市病院局（看護師）	38.8 歳	295,141 円	512,605 円
札幌市病院局（事務職）	40.2 歳	340,195 円	582,255 円
指定都市平均（医師）	41.6 歳	563,285 円	1,369,105 円
指定都市平均（看護師）	39.0 歳	304,490 円	499,506 円
指定都市平均（事務職）	48.4 歳	370,022 円	587,088 円

※1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

病院事業		市長部局	
1人当たり平均支給額(5年度) 1,549 千円		1人当たり平均支給額(5年度) 1,486 千円	
(5年度支給割合)		(5年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.45 月分	2.05 月分	2.45 月分	2.05 月分
(1.375) 月分	(0.975) 月分	(1.375) 月分	(0.975) 月分

(加算措置の状況)	(加算措置の状況)
職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置
・役職段階別加算 5～20%	・役職段階別加算 5～20%
・管理職加算 12～25%	・管理職加算 12～25%

※ ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

(イ)退職手当 (6年4月1日現在)

病院事業			市長部局		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職加算 (割増率2～45%)			その他の加算措置 定年前早期退職加 (割増率2～45%)		
1人当たり平均支給額	2,762 千円	24,931 千円	1人当たり平均支給額	2,334 千円	23,074 千円

※1 退職手当の1人当たり平均支給額は、5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(ウ)地域手当 (6年4月1日現在)

支給実績 (5年度決算)		264,651 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (5年度決算)		225,619 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給割合)
札幌市内 (医師)	16%	168 人	16%
札幌市内 (医師以外)	3 %	988 人	3 %

(エ)特殊勤務手当 (6年4月1日現在)

支給実績 (5年度決算)	319,475 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (5年度決算)	308,076 円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (5年度)	90.8%
手当の種類 (手当数)	9
手当の名称、支給対象職員、支給対象業務等については別紙4	

(オ)時間外勤務手当

支給実績 (5年度決算)	860,397 千円
職員1人当たり平均支給年額 (5年度決算)	808 千円
支給実績 (4年度決算)	848,635 千円
職員1人当たり平均支給年額 (4年度決算)	789 千円

※1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、それぞれの支給実績と同じ年度の4月1日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含む。

(カ)その他の手当（６年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 （５年度決算）	支給職員１人当たり 平均支給年額 （５年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に対し支給。 (1)配偶者 7,000 円 (2)子 11,000 円 (3)父母等 7,000 円 ・満 16 歳～22 歳の子がいる場合、１人につき 6,000 円を加算。	同じ		95,091 千円	251,562 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対し支給。 (1)課長職 85,700 円～ 102,800 円 (2)部長職 112,600 円～ 126,600 円 (3)局長職 133,400 円～ 142,600 円	同じ		94,586 千円	1,295,704 円
通勤手当	通勤のため、1 km 以上の距離を、交通機関を利用してその運賃を負担することを常例としている職員、自動車等を使用している職員に対し支給。 (1)交通機関利用者には、定期券等の実費額を支給。 (2)交通用具使用者には使用距離に応じて 2,400 円～32,000 円の範囲内で支給。	同じ		88,857 千円	98,860 円
住居手当	自ら居住するための住宅を借り受け、月額 11,000 円を超える家賃を支払っている職員に対し、月額 27,000 円を限度に支給。	同じ		125,064 千円	283,591 円

夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務した職員に対し支給。 ・支給額＝1 時間あたりの給与額×25/100×勤務時間数	同じ		104,790 千円	147,177 円
管理職員特別勤務手当	臨時又は緊急の必要等により、週休日若しくは休日等又は週休日等以外の日の深夜に勤務した係長職以上の職員に対し支給。 ・勤務 1 回につき 4,000 円～18,000 円を支給	同じ		18,280 千円	457,000 円
寒冷地手当	北海道内に勤務する職員に対し支給。 (1)扶養親族を有する世帯主である職員 年額 116,800 円 (2)その他の世帯主である職員 年額 65,300 円 (3)その他の職員 年額 44,000 円	同じ		84,617 千円	76,300 円
初任給調整手当	企業職給料表（医師職）の適用を受ける職員に対し、企業職給料表（医師職）の適用日以後の期間の区分に応じて 51,900 円～309,200 円の範囲内で支給。	同じ		551,970 千円	3,136,192 円

宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務 1 回につき支給。 (1) 医師又は歯科医師 21,000 円。ただし、勤務時間が 5 時間以下の宿日直勤務の場合は、その勤務 1 回につき 10,500 円 (2) 薬剤師、看護師、准看護師、衛生検査技師、臨床検査技師、診療エックス線技師及び診療放射線技師 6,100 円。ただし、勤務時間が 5 時間以下の宿日直勤務の場合は、その勤務 1 回につき 3,050 円	同じ		45,924 千円	417,483 円
-------	--	----	--	-----------	-----------

(別紙 1)

札幌市の事務・技術職員に支給されている特殊勤務手当一覧

令和 6 年 4 月 1 日現在

番号	種類	支給対象者	支給実績 (5 年度決算)	手当額		摘要
				単位	金額	
1	特定危険 作業手当	(1) 地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う作業として当該作業を所管する部の長が指定するものに従事した職員	189千円	1日	240円	
		(2) 環境都市推進部に所属する職員のうち、河川の汚濁状況の調査のために行う水の採取、流量測定等の作業(水中で行うものに限る。)に従事した者		1日	240円	
		(3) 建設局土木部、みどりの推進部又は区土木部に所属する職員のうち、交通を遮断することなく行う道路の維持修繕その他の道路上の作業(特殊重車両の運転を含む。)で、建設局土木部長又はみどりの推進部長が指定するものに従事した者		1日	220円	
		(4) 昇降機の検査業務に従事した職員		1日	200円	
		(5) ヒグマの捕獲、処分又は痕跡調査その他これらに類する作業のうち特に危険性があると認められるものに従事した職員(環境都市推進部長が指定する者に限る。)		1回	380円	
2	動物取扱 業務手当	(1) 動物管理センターに所属する職員のうち、狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)に規定する狂犬病予防員(以下「狂犬病予防員」という。)の業務又は野犬の捕獲、抑留、処分若しくは消毒の作業に従事した者	1,798千円	1日	280円	
		(2) 円山動物園に所属する職員(獣医師に限る。)のうち、動物の飼育、発病した動物の治療又は各種検査等の作業に従事した者		1日	260円	
		(3) 円山動物園に所属する職員(獣医師を除く。)のうち、動物の飼育作業に従事した者		1日	230円	
3	清掃等作 業手当	(1) 処理場管理事務所に所属する職員のうち、排水処理を行う施設の機器若しくは設備の維持管理作業又は排水の処理作業に従事した者	2,139千円	1日	300円	

		(2) 清掃工場に所属する職員のうち、焼却炉等の機器若しくは設備の維持管理作業又はごみ焼却作業に従事した者		1日	300円	
4	下水処理等作業手当	(1) 下水処理場に勤務する職員のうち、当該施設内の機器若しくは設備の維持管理作業又は下水処理作業(水質の検査に関する作業を除く。)に従事した者	1,134千円	1日	290円	
		(2) 事業推進部に所属する職員のうち、排水設備工事の検査、既設下水道本管接合工事の監督、地下水浸入調査又はこれらに準ずる業務として事業推進部長が指定するものに従事した者		1日	170円	
5	感染症予防等作業手当	(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症予防法」という。)第15条第1項、第17条第2項、第27条第2項、第28条第2項、第29条第2項、第45条第2項又は第50条第1項若しくは第5項の規定に基づく作業に従事した職員	2,880千円	1日	290円	
		(2) 感染症総合対策課に所属する職員のうち、感染症予防法第21条又は第47条の規定に基づく移送の作業に従事した者		1日	280円	
		(3) 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定に基づき北海道知事が命じる検査、同条第6項の規定に基づき北海道知事が行う業務若しくは同法第51条第1項の規定に基づき家畜防疫官若しくは家畜防疫員が行う業務に協力するために、これらの検査若しくは業務を行う者に同行して行う作業、同法第58条第5項の規定に基づく評価人としての作業又はこれらに準ずる作業で農政部長が指定するものに従事した職員		1日	290円	
		(4) 戸別に巡回して行う保健指導の業務を本務とする保健師又は助産師のうち、保健福祉課に所属する者以外の者		1月	1,700円	
		(5) 新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者を収容する宿泊施設のうち市長が別に定めるものにおいて、新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であつ		1日	3,000円 ～4,000円	

		て市長が別に定めるものに従事した者				
6	有害物取扱業務手当	(1) 子ども発達支援総合センター、保健所又は衛生研究所に所属する職員のうち、細菌検査又は試験検査として保健福祉部長、保健所長又は衛生研究所長が指定するものに従事した者	2,601千円	1日	270円	
		(2) 環境事業部又は事業推進部に所属する職員のうち、水質検査又は試験検査の業務を主たる職務とする者		1月	1,900円	
7	放射線取扱業務手当	(1) エックス線その他の放射線を人体に対して照射する業務に従事した職員	18千円	1日	280円	
		(2) エックス線その他の放射線を人体に対して照射する業務の介助業務として区保健福祉部長が指定するものに従事した職員		1日	100円	
8	消防業務手当	(1) 火災その他の災害等(救急業務を要する事故を除く。第3号において同じ。)の現場に指令を受けて出動した消防吏員(次号、第3号及び第5号に掲げる者を除く。)	225,804千円			第5号に掲げる職員のうち、搭乗時間中においてヘリコプターからの降下等の空中機外活動に従事した者については、搭乗1時間につき1,800円とする。
		ア 消防部隊(救急隊及び航空隊を除く。以下同じ。)の隊長又は現場指揮者の業務に従事した者		1回	140円	
		イ 消防部隊の大型自動車の運転業務に従事した者又は救急救命士の資格を有する者		1回	130円	
		ウ 消防部隊の大型自動車以外の自動車の運転業務に従事した者		1回	120円	
		エ 上記以外の者		1回	110円	
		(2) 前号に掲げる出動をした消防吏員のうち、警防部長が指定する者及び救急業務を要する事故の現場に指令を受けて出動した消防吏員				
		ア 救急救命士の資格を有する者		1回	130円	
		イ 隊長の業務に従事した者(アに掲げる者を除く。)		1回	50円	
		ウ 自動車の運転業務に従事した者		1回	40円	
		エ 上記以外の者		1回	30円	
		(3) 火災その他の災害等の現場に原因調査のため指令を受けて出動した消防吏員のうち、予防部長が指定する者及び火災現場等に立ち入り、火災原因等の調査業務に従事した消防吏員				
		ア 自動車の運転業務に従事した者		1回	50円	
		イ 上記以外の者		1回	40円	

		(4) 火災、救急業務を要する事故その他の災害等の出動指令の業務に従事した消防吏員		1回	100円	
		(5) ヘリコプターに搭乗し、災害防除活動、その訓練、災害予防広報活動その他警防部長が指定する業務に従事した職員		搭乗 1時間	1,200円	
		(6) サリン等による人身被害の防止に関する法律(平成7年法律第78号)第2条に規定するサリン等(以下「サリン等」という。)若しくはその疑いのある物質(以下これらを「特殊危険物質等」という。)に対して直接行う検知、鑑定、収容、除去その他の作業又は容器等に封入されている特殊危険物質等の収容、移動等の作業でその発散若しくは漏えいのおそれがあるものに従事した消防吏員		1日	2,600円	
		(7) サリン等による被害の危険がある区域内において行う作業で前号に掲げるもの以外のものに従事した消防吏員		1日	250円	
		(8) 正規の勤務時間(札幌市職員の勤務条件に関する条例(平成6年条例第39号。以下「勤務条件条例」という。)第7条に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。)による午前8時45分から翌日の午前8時55分までの継続する勤務に従事した消防吏員		1回	1,100円	
9	ヘリコプター従事者手当	(1) ヘリコプターの操縦業務を主たる職務とする消防吏員	9,864千円			
		ア 飛行時間3,000時間以上の経験を有する者		1月	101,000円	
		イ 飛行時間2,000時間以上3,000時間未満の経験を有する者		1月	91,000円	
		ウ 飛行時間1,000時間以上2,000時間未満の経験を有する者		1月	78,000円	
		エ 飛行時間1,000時間未満の経験を有する者		1月	49,000円	
		(2) ヘリコプターの整備業務を主たる職務とする消防吏員				
		ア 1等航空整備士の資格を有する者		1月	47,000円	
		イ 2等航空整備士の資格を有する者		1月	37,000円	
		ウ 上記以外の者		1月	11,000円	

					円	
10	賦課徴収等業務手当	(1) 勤務場所以外の場所において市税、国民健康保険、介護保険若しくは後期高齢者医療の保険料、土地区画整理事業清算金、下水道使用料、下水道事業受益者負担金又は市営住宅家賃の納付督促(滞納処分を含む。)の業務に従事した職員	40,797千円	1日	300円	
		(2) 勤務場所以外の場所において下水道の無届使用者に係る下水道使用料の算定業務又は下水道使用料の算定のための地下揚水の検針業務で経営管理部長が指定するものに従事した職員及び勤務場所以外の場所において市税、国民健康保険、介護保険若しくは後期高齢者医療の保険料又は下水道事業受益者負担金の賦課資料の収集のための戸別調査の業務に従事した職員		1日	140円	
		(3) 納税指導課に所属する職員(滞納整理事務に従事する者のうち、税政部長が指定する者に限る。)又は市税事務所、区保険年金課若しくは財務課に所属する職員のうち、市税、国民健康保険、介護保険若しくは後期高齢者医療の保険料又は下水道事業受益者負担金に関する業務を主たる職務とする者		1月	4,000円	
11	福祉業務等手当	(1) はるにれ学園、かしわ学園、ひまわり整肢園、あかしあ学園、子ども心身医療センター、発達医療センター、豊成養護学校又は北翔養護学校に勤務する職員(13の項第2号に掲げる者を除く。)のうち、知的障害児若しくは知的障害者の指導の業務又は肢体不自由児の訓練の業務に従事した者	130,668千円	1日	390円	
		(2) 障がい者更生相談所に所属する職員のうち、身体障害者又は知的障害者の指導、訓練又は相談の業務に従事した者		1日	310円	
		(3) 区保育・子育て支援センター又は認定こども園にじいろに所属する職員のうち、児童の保育業務に従事した者		1日	200円	
		(4) 子育て支援課、区保育・子育て支援センター、認定こども園にじいろ、家		1日	180円	

		庭支援課又は健康・子ども課に所属する職員のうち、地域子育て支援事業に係る児童の保育業務として子育て支援部長、児童相談所長又は保健福祉部長が指定するものに従事した者			
		(5) 児童相談所地域連携課、家庭支援課、相談判定一課又は相談判定二課に所属する職員のうち、児童の指導、訓練又は相談の業務に従事した者		1日	1,000円
		(6) 保健福祉課、健康・子ども課、保護一課、保護二課、保護三課、保護四課又は区保護課に所属する職員のうち、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第15条第1項第1号若しくは第2号に規定する所員としての業務又は来庁者等の指導若しくは相談の業務に従事した者		1日	310円
		(7) 障がい保健福祉部、保健所又は保健福祉部に所属する職員のうち、精神保健福祉に関する相談の業務又は医療社会事業の業務に従事した者		1日	310円
		(8) 保健福祉課に所属する職員のうち、介護保険の認定又はサービス利用に関する相談の業務に従事した者		1日	310円
12	夜間特殊業務手当	(1) 児童心理治療課、自閉症児支援課又は家庭支援課に所属する職員のうち、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)の全部又は一部において、正規の勤務時間による勤務に従事した者	3,879千円		
		ア その勤務時間が深夜の全部を含むとき。		1回	1,440円
		イ その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が2時間以上のとき。		1回	860円
		ウ その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が2時間未満のとき。		1回	540円
13	児童精神支援等業務手当	(1) 児童心理治療センター又は自閉症児支援センターに入所している児童の支援等の業務を主たる職務とする職員	20,505千円	1月	41,400円
		(2) 子ども心身医療センターに勤務する職員のうち、精神疾患を有する児童の支援等の業務を主たる職務とする		1月	20,700円

		者				
14	発掘調査業務手当	文化財課に所属する職員のうち、埋蔵文化財の発掘調査業務に従事した者	50千円	1日	270円	
15	取締交渉等業務手当	(1) 計量検査所に所属する職員のうち、勤務場所以外の場所において計量器及び計量の検査業務に従事した者	1,787千円	1日	130円	
		(2) 権利者に対して直接行う土地区画整理事業に係る換地、清算等の交渉の業務を主たる職務とする職員として当該業務を所管する部の長が指定する者		1月	2,400円	
		(3) 権利者に対して直接行う用地取得についての交渉の業務を主たる職務とする職員として当該業務を所管する部の長が指定する者		1月	2,400円	
		(4) 市街地整備部又は建築指導部に所属する職員のうち、違反建築の取締業務を主たる職務とする者		1月	1,400円	
		(5) 道路法(昭和27年法律第180号)第71条第4項及び第5項に規定する道路監理員の業務で常時勤務場所以外の場所で行われるものを主たる職務とする職員として建設局総務部長が指定する者		1月	1,400円	
16	災害緊急援助等業務手当	(1) 国際緊急援助隊の派遣に関する法律(昭和62年法律第93号)の規定による海外の地域での国際緊急援助活動に従事した消防吏員	4,434千円	1日	4,000円	※
		(2) 国又は本市以外の地方公共団体の要請に基づき、災害応急対策(異常な自然現象、大規模な事故等により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある箇所又はその周辺において行う災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置をいう。)のため本市以外の地方公共団体に派遣され、当該災害応急対策に係る業務に従事した職員		1日	1,080円	
17	多学年学級担当手当	小学校又は中学校の教育職員	189千円	1日	290円 ～350円	
18	兼務手当	昼間(夜間)における授業又はその補助の業務を本務とする教育職員	274千円	1時間	2,800円	
19	教員特殊業務手当	学校の管理下において行う非常災害時等における緊急の業務	281,896千円	1日	7,500円 ～8,000円	

						※甚大災害 16,000円	
		修学旅行その他の学校が計画し、及び実施する行事において児童等を引率して行う指導の業務で、宿泊を伴うもの				5,100円	
		教育委員会が定める競技会等において児童等を引率して行う指導の業務で、宿泊を伴うもの又は週休日若しくは休日等に行うもの				5,100円	
		学校の管理下において行われる部活動（正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。）における児童等の指導の業務で週休日、休日等又は休日等に当たる日以外の半日勤務時間を割り振ることをやめた日若しくは当該半日勤務時間を割り振られた日に行うもの				2,700円	
20	教育業務 連絡指導 手当	小学校の教務主任又は学年主任 中学校の教務主任、学年主任又は生徒指導主事 高等学校の教務主任、学年主任、学科主任、生徒指導主事又は進路指導主事 中等教育学校の教務主任、学年主任、生徒指導主事又は進路指導主事 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部の教務主任、学年主任又は生徒指導主事 高等部の学科主任又は進路指導主事	教務その他の教育に関する業務についての連絡調整並びに指導及び助言の業務に従事したもの	51,252千円	1日	200円	
21	夜間中学 勤務手当	校長又は教頭	夜間において授業を行う中学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭又は	4,214千円	1日	1,100円	

		主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭又は講師	講師のうち、本務として当該中学校に関する業務に従事したもの			1,300円	
--	--	-----------------------	-------------------------------	--	--	--------	--

※ 第1号に掲げる職員のうち、心身に著しい負担を与えるものとして警防部長が指定する国際緊急援助活動に従事した者については、1日につき4,000円に2,000円(現地の治安の状況等により、当該業務が心身に著しい緊張を与えると警防部長が認める場合にあっては、4,000円)を超えない範囲内で警防部長が定める額を加算した額と、第2号に掲げる職員のうち、特定大規模災害(著しく異常かつ激甚な非常災害であって、当該非常災害に係る災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置されたものをいう。)に対処するため同号の業務に引き続き5日を下らない範囲内において市長が定める期間以上従事した者については1日につき1,080円に1,080円を超えない範囲内で市長が定める額を加算した額とする。

(別紙 2)

札幌市の技能労務職員に支給されている特殊勤務手当一覧

令和 6 年 4 月 1 日現在

番号	種類	支給対象者	支給実績 (5年度決算)	手当額		摘要
				単 位	金 額	
1	特定危険 作業手当	(1) 地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う作業として当該作業を所管する部の長が指定するものに従事した職員	840千円	1日	240円	
		(2) 建設局土木部、みどりの推進部又は区土木部に所属する職員のうち、交通を遮断することなく行う道路の維持修繕その他の道路上の作業(特殊重車両の運転を含む。)でみどりの推進部長又は建設局土木部長が指定するものに従事した者		1日	220円	
		(3) ヒグマの捕獲、処分又は痕跡調査その他これらに類する作業のうち特に危険性があると認められるものに従事した職員(環境都市推進部長が指定する者に限る。)		1回	380円	
2	動物取扱 業務手当	(1) 動物管理センターに所属する職員のうち、野犬の捕獲、抑留、処分又は消毒の作業に従事した者	219千円	1日	280円	
		(2) 円山動物園に所属する職員のうち、動物の飼育作業に従事した者		1日	230円	
3	清掃等作 業手当	(1) 清掃事務所に所属する職員のうち、ごみの収集作業に従事した者	31,714 千円	1日	400円	
		(2) 処理場管理事務所に所属する職員のうち、排水処理を行う施設の機器若しくは設備の維持管理作業、排水の処理作業又は搬入指導作業に従事した者		1日	300円	
		(3) 処理場管理事務所に所属する職員のうち、埋立地の管理作業に従事した者		1日	170円	
		(4) 清掃工場に所属する職員のうち、焼却炉等の機器若しくは設備の維持管理作業又はごみ焼却作業に従事した者		1日	300円	
4	下水処理 等作業手 当	(1) 下水管理センターに所属する職員のうち、下水道管又はこれに附属する施設の清掃又は調査点検の作業に従事した者	5,196 千円	1日	290円	
		(2) 下水管理センターに所属する職員のうち、排水設備工事の検査に従事した者		1日	170円	
		(3) 下水処理場に勤務する職員のうち、当該施設内の機器若しくは設備の維持管理作業又は下水処理作業に従事した者		1日	290円	
5	斎場等業 務手当	火葬場に勤務する職員のうち、当該施設内の機器若しくは設備の維持管理作業又は死体の火葬業	370千円	1日	290円	

		務に従事した者				
6	感染症予防等作業手当	(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症予防法」という。)第15条第1項、第17条第2項、第27条第2項、第28条第2項、第29条第2項、第45条第2項又は第50条第1項若しくは第5項の規定に基づく作業に従事した職員	支給なし	1日	290円	
		(2) 感染症総合対策課に所属する職員のうち、感染症予防法第21条又は第47条の規定に基づく移送の作業に従事した者		1日	280円	
		(3) 新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者を収容する宿泊施設のうち市長が別に定めるものにおいて、新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって市長が別に定めるものに従事した者		1日	3,000円 ～4,000円	
7	放射線取扱業務手当	エックス線その他の放射線を人体に対して照射する業務の介助業務として区保健福祉部長が指定するものに従事した職員	支給なし	1日	100円	
8	整備作業手当	環境事業部業務課、車両管理事務所又は維持管理課に所属する職員のうち、車両の整備作業に従事した者	296千円	1日	210円	
9	福祉業務等手当	(1) はるにれ学園、かしわ学園、ひまわり整肢園、あかしあ学園、豊成養護学校又は北翔養護学校に勤務する職員のうち、知的障害児若しくは知的障害者の指導の業務又は肢体不自由児の訓練の業務に従事した者	1千円	1日	390円	
		(2) 保育園又は保育・子育て支援センターに所属する用務員又は調理員のうち、児童の保育業務の介助業務に従事した者		1日	90円	
10	夜間特殊業務手当	(1) 清掃工場に所属する職員のうち、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)の全部又は一部において、正規の勤務時間(札幌市職員の勤務条件に関する条例(平成6年条例第39号)第2条から第5条までの規定の例による勤務時間をいう。以下同じ。)による勤務に従事した者	9,693千円			
		ア その勤務時間が深夜の全部を含むとき。		1回	1,340円	
		イ その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が2時間以上のとき。		1回	650円	
		ウ その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が2時間未満のとき。		1回	520円	

		(2) 下水処理場に勤務する職員のうち、深夜の全部又は一部において、正規の勤務時間による勤務に従事した者				
		ア その勤務時間が深夜の全部を含むとき。		1回	1,130円	
		イ その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が2時間以上のとき。		1回	730円	
		ウ その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が2時間未満のとき。		1回	410円	
11	災害緊急援助等業務手当	国又は本市以外の地方公共団体の要請に基づき、災害応急対策(異常な自然現象、大規模な事故等により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある箇所又はその周辺において行う災害の発生の際の防備又は拡大の防止のための措置をいう。)のため本市以外の地方公共団体に派遣され、当該災害応急対策に係る業務に従事した職員	支給なし	1日	1,080円	

(別紙3)

水道局職員に対して支給される特殊勤務手当

令和6年4月1日現在

番号	種類	支給対象者	支給実績 (5年度決算)	手当額	
				単位	金額
1	危険作業手当	(1) 水質試験所に勤務する職員のうち、常時水質検査に従事する者	417千円	1月	1,700円
		(2) 水質試験所に勤務する職員のうち、河川の採水調査業務に従事した者	25千円	1日	220円
		(3) 落下地点4メートル以上の足場の不安定な高所で配水管の新設若しくは維持管理若しくは受水槽に附帯する給水装置のしゅん工検査に従事した職員	支給なし	1回	100円
2	徴収等業務手当	(1) 勤務場所以外の場所において水道の料金若しくは工事費又は下水道使用料(以下この項において「水道料金等」という。)の収納事務に従事した職員	1,429千円	1日	200円
		(2) 水道料金等の納付督促事務に従事した職員のうち総務部長が指定する者	338千円	1日	200円
3	施設等維持特別手当	(1) 給配水管等工事において、水中等劣悪な環境の中で行う作業に従事した職員	支給なし	1日	220円
		(2) 浄水場に勤務する職員のうち、薬品溶解若しくはこれらに類する業務又は河川の採水調査業務に従事した者	18千円	1日	220円
		(3) 浄水場に勤務する職員のうち、沈殿池等の排でい作業に従事した者	36千円	1日	400円
		(4) 藻岩浄水場、白川浄水場、定山溪浄水場及び配水センターに勤務する職員のうち、管理室における維持管理作業に従事した者			
		ア 深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)の全部に勤務した場合	3,332千円	1回	1,300円
		イ アの場合を除き、午後4時45分から翌日の午前9時15分までの間に3時間30分以上勤務した場合	支給なし	1回	650円
		ウ 午前8時45分から午後5時15分までの間に3時間30分以上勤務した場合	1,100千円	1回	400円
		(5) 定山溪浄水場に勤務する職員のうち、管理室において1人で維持管理作業に従事した者			
		ア 深夜の全部に勤務した場合	154千円	1回	420円

		イ アの場合を除き、午後 4 時45分から翌日の午前 9 時15分までの間に 3 時間30分以上勤務した場合	支給なし	1回	210円
		(6) 配水管理事務所に勤務する職員のうち、夜間勤務(午後 8 時45分から翌日の午前 5 時15分までの間の勤務をいう。)において、正規の勤務として洗管作業に従事した者	支給なし	1回	1,300円
4	緊急出動手当	休日又は夜間等に送配水管等事故及び停水解除のため、自宅から緊急出勤し、事故処理等に従事した職員(第29条に規定する管理職手当の支給を受ける職員を除く。)			
		ア 4月1日から10月31日までの間において従事した場合(ウの場合を除く。)	100千円	1回	1,200円
		イ 11月1日から翌年 3 月31日までの間において従事した場合(エの場合を除く。)	87千円	1回	1,500円
		ウ 4月1日から10月31日までの間において、その事故処理等の作業場所における当該作業開始時刻が深夜であるものに従事した場合	36千円	1回	1,500円
		エ 11月1日から翌年 3 月31日までの間において、その事故処理等の作業場所における当該作業開始時刻が深夜であるものに従事した場合	36千円	1回	1,800円
5	災害緊急援助等業務手当	国又は本市以外の地方公共団体の要請に基づき、災害応急対策(異常な自然現象、大規模な事故等により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある箇所又はその周辺において行う災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置をいう。)のため本市以外の地方公共団体に派遣され、当該災害応急対策にかかる業務に従事した職員	403千円	1日	1,080円
6	交渉等業務手当	権利者に対して直接行う用地取得についての交渉の業務を主たる職務とする職員として当該業務を所管する部の長が指定する者	支給なし	1月	2,400円

(別紙 4)

病院局職員に対して支給される特殊勤務手当

令和 6 年 4 月 1 現在

番号	種類	支給対象者	支給実績 (5年度決算)	手当額		摘要
				単位	金額	
1	死体解剖補助 手当	死体の解剖の補助の業務に従事した 職員(医師を除く。)	61千円	1日	2,500円	
2	感染症予防等 作業手当	1) 看護師等(助産師、看護師、准看護師及びこれらに準ずると管理者が認める職員をいう。以下同じ。)及び看護補助員のうち、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に規定する感染症又は管理者が指定する感染性の疾患にり患した者の看護等の業務として管理者が指定するものに従事した者	285千円	1日	290円	
		2) 新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者を収容する宿泊施設のうち管理者が別に定めるものにおいて、新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって管理者が別に定めるものに従事した者		1日	3,000円 ～4,000円	
3	有害物取扱業務 手当	細菌検査又は試験検査として管理者が指定するものに従事した職員	2,067千円	1日	270円	
4	放射線取扱業務 手当	(1) エックス線その他の放射線を人体に対して照射する業務に従事した職員	2,595千円	1日	280円	
		(2) エックス線その他の放射線を人体に対して照射する業務の介助業務として管理者が指定するものに従事した職員	585千円	1日	100円	
5	夜間診療等業務 手当	(1) 救命救急センターに所属する医師のうち、深夜の全部又は一部において、正規の勤務時間による勤務として診療等の業務に従事した者	3,736千円			
		ア その勤務時間が深夜の全部を含むとき又はその勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が4時間以上のとき。		1回	7,000円	

イ その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満のとき。	支給なし	1回	6,000円	
ウ その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が2時間未満のとき。	支給なし	1回	4,000円	
(2) 放射線部、検査部若しくは薬剤部に所属する職員のうち、深夜の全部又は一部において、正規の勤務時間による勤務に従事した者				
ア その勤務時間が深夜の全部を含むとき。	6,718千円	1回	6,800円	
イ その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が4時間以上のとき。	支給なし	1回	3,300円	
ウ その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満のとき。	支給なし	1回	2,900円	
エ その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が2時間未満のとき。	支給なし	1回	2,000円	
(3) 看護師等のうち、深夜の全部又は一部において、正規の勤務時間による勤務に従事した者				
ア その勤務時間が深夜の全部を含むとき。	75,128千円	1回	7,600円	
イ その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が4時間以上のとき。	73,897千円	1回	3,700円	
ウ その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満のとき。	65,297千円	1回	3,200円	
エ その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が2時間未満のとき。	支給なし	1回	2,200円	
(4) 医師(副医長以上の職にある者に限る。)のうち、その勤務を終えた後、宿直勤務の医師又は診療科の部長の要請を受けて深夜に登院し、診療等の業務に従事した者	58千円	1回	5,000円	

		(5) 看護師等で、救急患者(救急車等による外来患者及び容体が急変するおそれのある入院患者をいう。以下同じ。)に対処するために自宅等に待機することを依頼された者のうち、待機を依頼された期間中(以下「待機期間中」という。)に、当該救急患者に対処するための呼出し(退庁時直後から通常出勤する場合に自宅等を離れる直前までの間に行われたものに限る。以下同じ。)を受け、正規の勤務時間外において救急医療等の業務に従事し、かつ、当該業務に従事した時間(一の待機期間中において2回以上の呼出しを受け、当該業務に2回以上従事した場合にあっては、当該業務に従事した時間を合算した時間とする。)が1時間以上である者	40千円	1回	1,240円	
6	精神病棟看護等業務手当	看護師等及び看護補助員のうち、精神疾患を有する者の看護等の業務を主たる職務とする者	4,152千円	1月	20,700円	
7	看護職員等処遇改善手当	看護師等、歯科衛生士、臨床検査技師、診療放射線技師、臨床工学技士、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士、栄養士、視能訓練士及び看護助手のうち看護等の業務として管理者が指定するものに従事した者	76,406千円	1月	8,500円	
8	災害緊急援助等業務手当	国又は本市以外の地方公共団体の要請に基づき、災害応急対策(異常な自然現象、大規模な事故等により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある箇所又はその周辺において行う災害の発生の防備又は拡大の防止のための措置をいう。)のため本市以外の地方公共団体に派遣され、当該災害応急対策に係る業務に従事した職員	支給なし	1日	1,080円	
9	ハイリスク分娩 ^{べん} 業務手当	基本診療料の施設基準等(平成20年厚生労働省告示第62号)別表第七に掲げるハイリスク分娩管理加算の対象患者の分娩に係る業務に従事した医師	8,450千円	1回	15,000円	多胎分娩の場合は、1回とみなす。